

令和7年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和7年10月29日(水)

1 開 会

2 議 題

- (1) 茨城県特定最低賃金改正決定必要性審議、答申
- (2) 金額改正諮問（改正の必要性ありの答申の場合）
- (3) 茨城県特定最低賃金専門部会の設置について  
(改正の必要性ありの答申の場合)
- (4) その他

3 閉 会

令和7年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和7年10月29日(水)

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| No.1 茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文 | … P294 |
| No.2 茨城県最低賃金改正決定記者発表資料     | … P295 |



茨城労働局発表  
令和7年9月12日(金)

## 【照会先】

茨城労働局労働基準部賃金室  
室長 黒羽 勝利  
室長補佐 猪狩 智行  
(直通電話) 029 (224) 6216

## 茨城県最低賃金は10月12日から時間額1,074円に — 引上げ額は69円 —

茨城労働局長は、令和7年10月12日から茨城県最低賃金を69円引き上げ、時間額1,074円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1 茨城県最低賃金の改正については、令和7年7月7日、茨城労働局長（佐藤 悅子）から茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）に諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、8月18日、現行の時間額1,005円を69円引き上げて（引上率6.87%）、1,074円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受け茨城労働局長は、令和7年10月12日から茨城県最低賃金を69円引き上げ、時間額1,074円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

2 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

3 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における賃金引き上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています。

無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）

助成金の問合せ先

業務改善助成金	コールセンター（電話 0120-366-440）
キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金等	茨城労働局助成金事務センター（電話 029-297-7235）
働き方改革推進支援助成金	茨城労働局助成金事務センター（電話 029-246-6371）

### 茨城県最低賃金の推移

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金改定額	879円	911円	953円	1,005円	1,074円
対前年度引上率	3.29%	3.64%	4.61%	5.46%	6.87%
対前年度引上額	28円	32円	42円	52円	69円

※引き上げ率は、四捨五入の数値である。

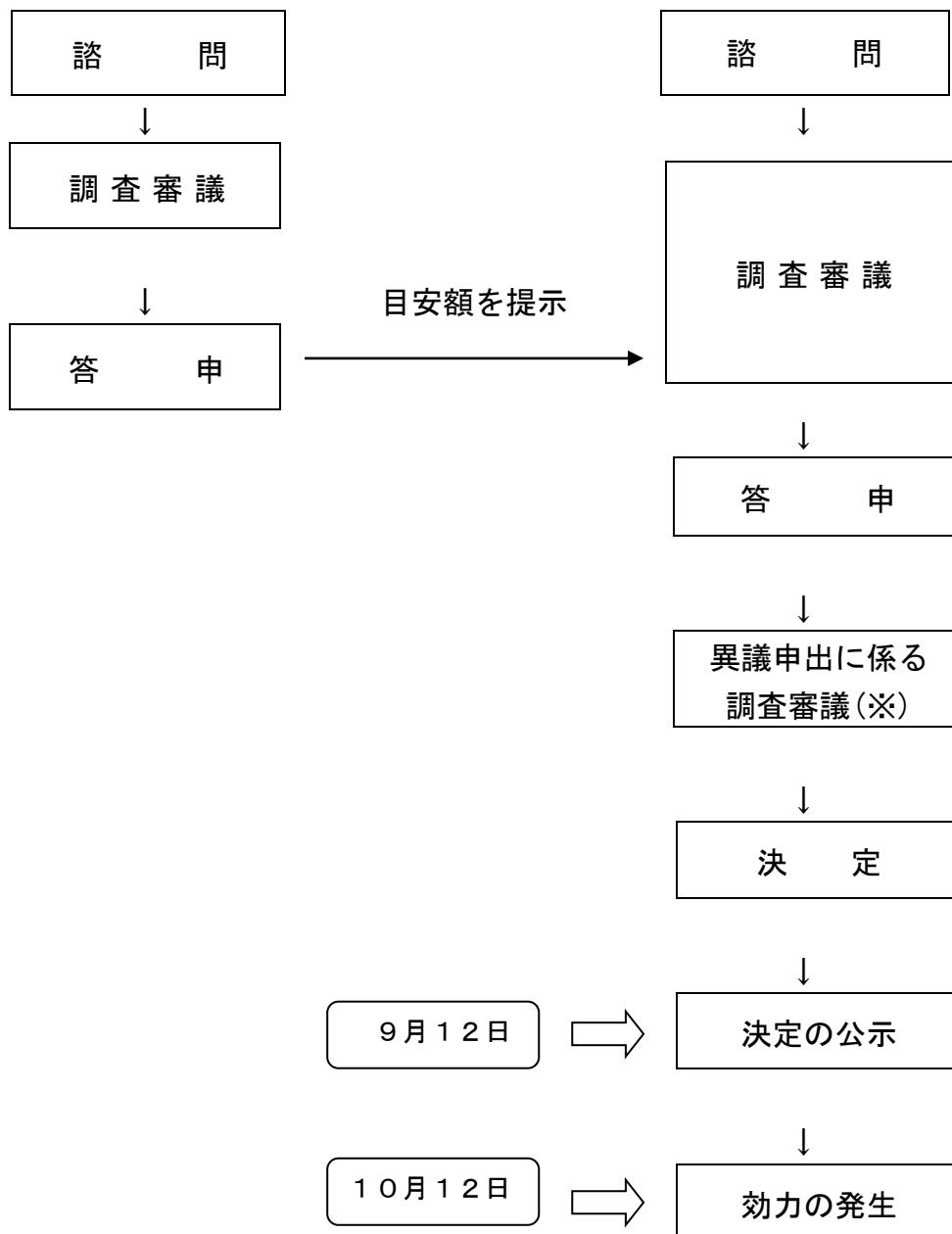
## 目安審議及び地域別最低賃金の改正手続きの流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

## 【目安審議】

## 【地域別最低賃金審議】



(※) 関係労使から異議申出があった場合に開催される